

# 米国の私的年金税制について

野村資本市場研究所

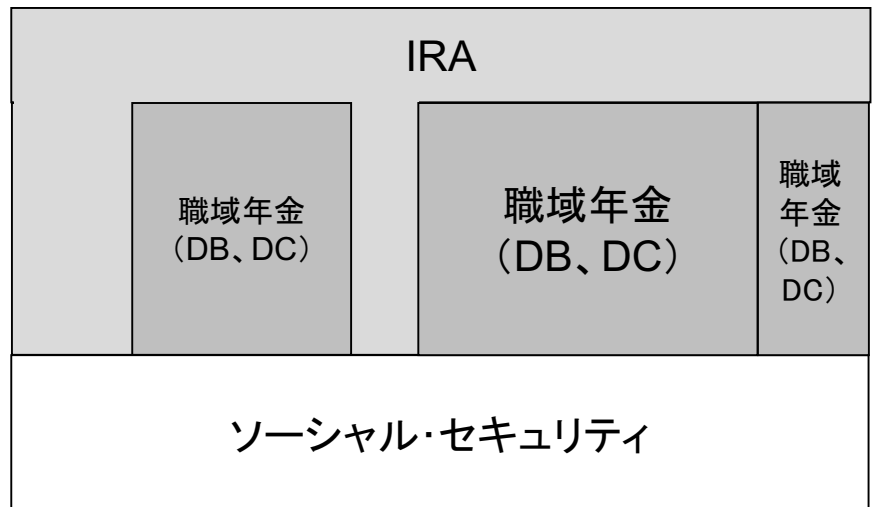
野村亜紀子

2020年12月23日

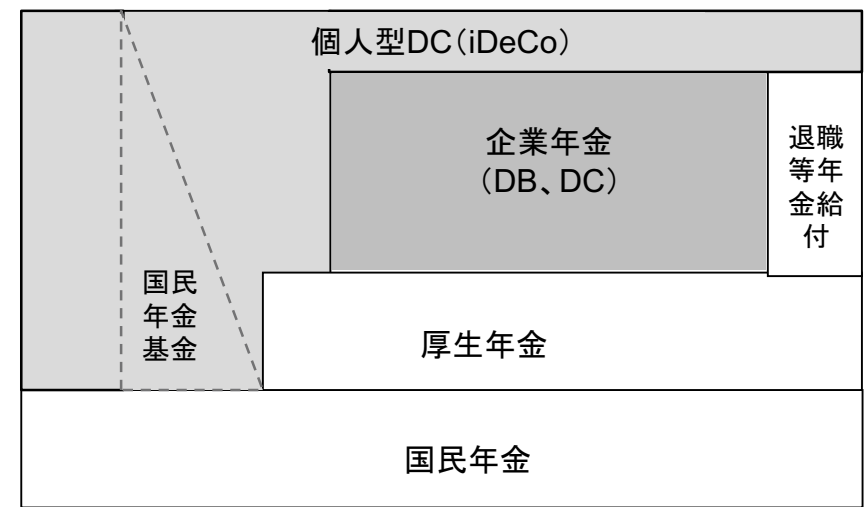
# 米国の年金制度の全体像(概略)

- 米国の年金制度は、ソーシャル・セキュリティと呼ばれる公的年金、職場経由の職域年金、個人が加入する個人退職勘定(IRA)などから成る。ソーシャル・セキュリティは強制加入、職域年金、IRAは任意加入の制度。
- 職域年金には、確定給付型年金(DB)と確定拠出型年金(DC)がある。

## 米国



## <参考> 日本



所得のない配偶者    自営業者    民間従業員    公務員

第3号被保険者 (専業主婦等)    第1号被保険者 (自営業者等)    第2号被保険者 (民間従業員)    第2号被保険者 (公務員等)

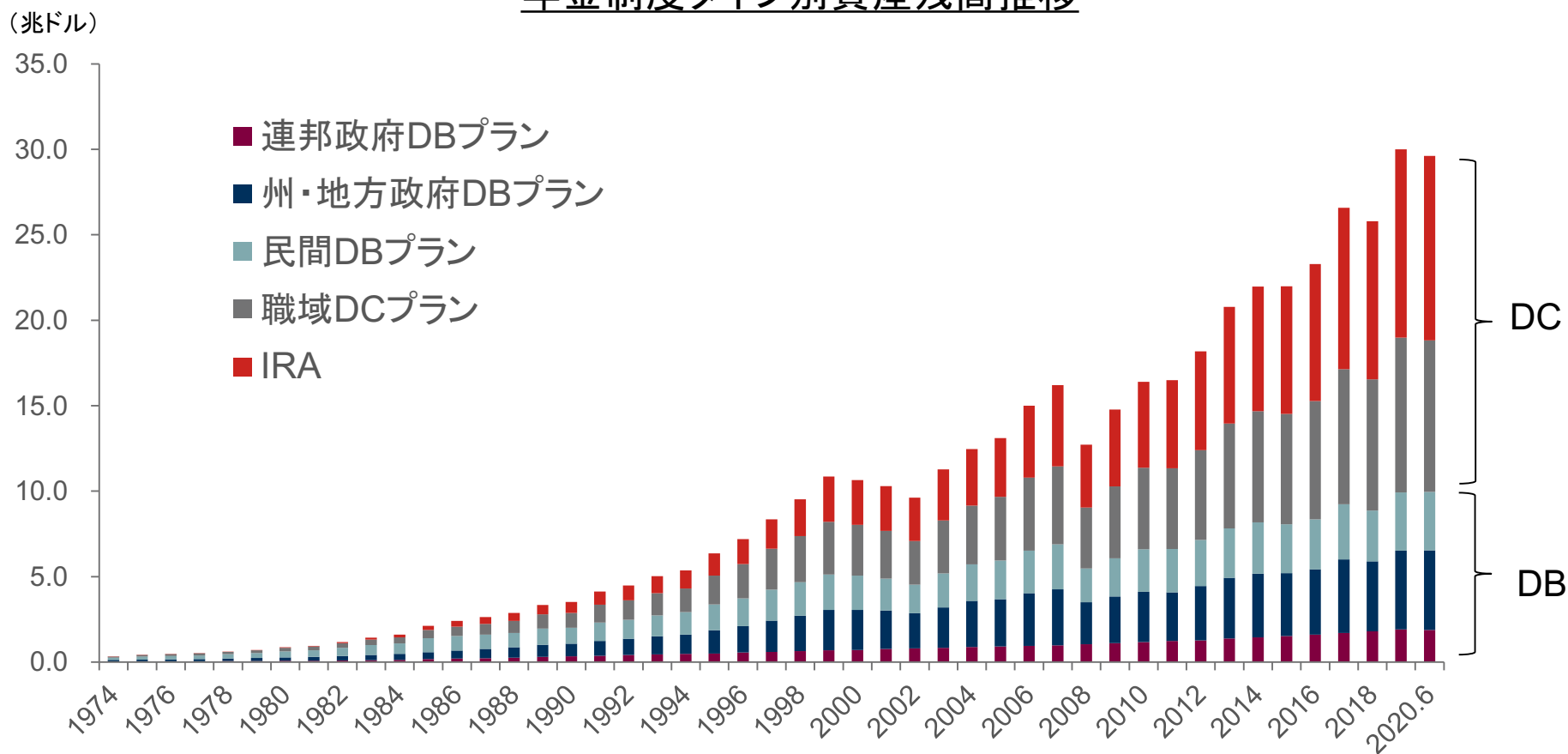
(注) 灰色は任意の年金制度で、利用可能であることを表示。DB=確定給付型、DC=確定拠出型、IRA=個人退職勘定

(出所) 野村資本市場研究所

# 拡大する確定拠出型年金(DC)

- 米国では過去30年余りの間にDCが拡大した。IRAは1980年代の制度改革等を経て普及。近年は職域DCからの資産移管(ロールオーバー)により資産残高が増大し、職域DCをしのご存在に。

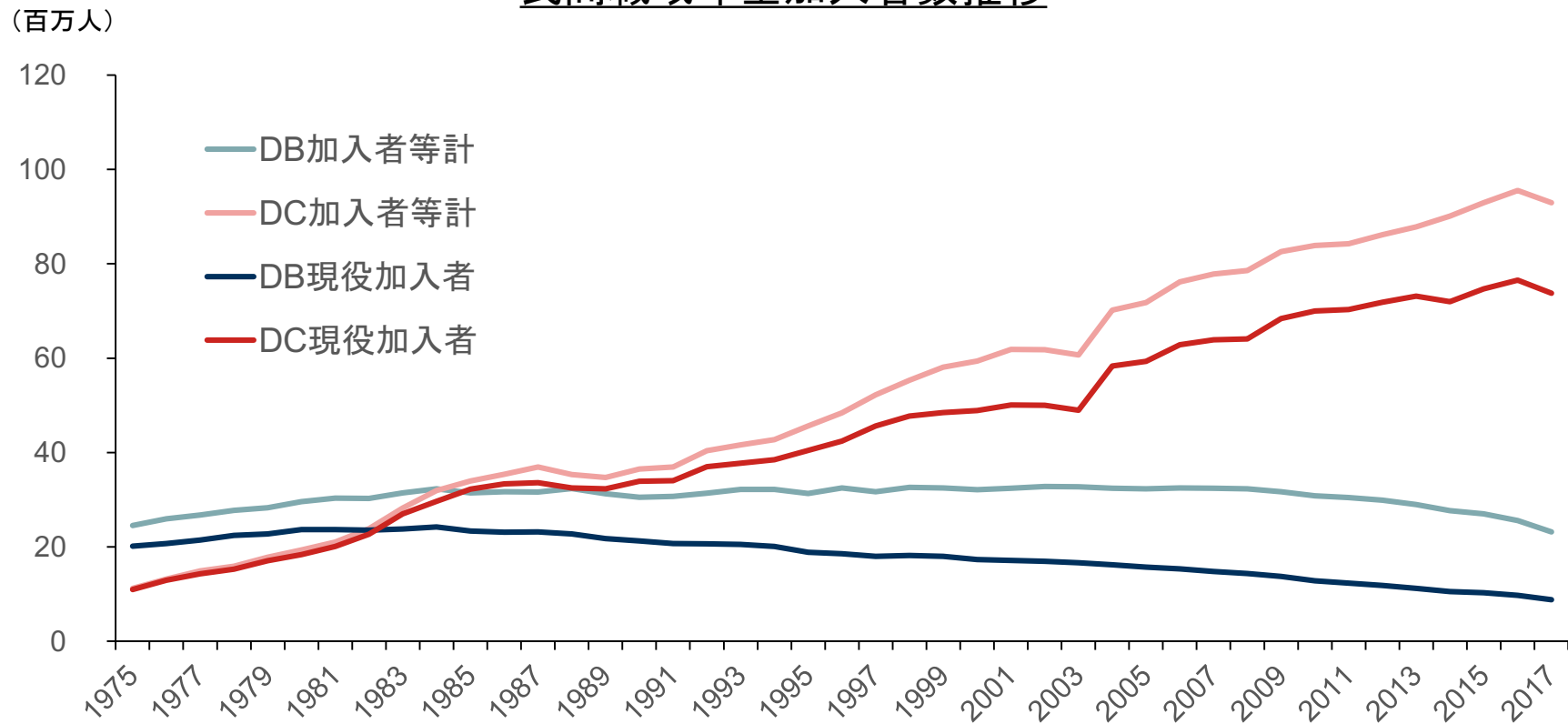
年金制度タイプ別資産残高推移



(出所) Investment Company Instituteより野村資本市場研究所作成

- DBからDCへのシフトは、民間職域年金の現役加入者数の推移に顕著に表れている。

## 民間職域年金加入者数推移



(注) 単独雇用主プラン。加入者等計＝加入者、受給者等の合計。データの定義変更により、2003年以前と2004年以降は不連続  
(出所) 米労働省より野村資本市場研究所作成

# 米国の私的年金税制(概要)

■ 米国の私的年金税制は、拠出時非課税(E)、運用時非課税(E)、給付時課税(T)が主流。

	拠出	運用	給付
職域DB	E	E	T 給付限度額23万ドル
職域DC (401(k)プラン等)	E 拠出限度額5.7万ドル、うち加入者1.95万ドル。キャッチアップ拠出6,500ドル	E	T 最低引出義務
伝統的IRA	E 拠出限度額6,000ドル。キャッチアップ拠出1,000ドル。一定の所得を超えると所得控除可能額が減少	E	T 最低引出義務
Roth IRA	T 拠出限度額は伝統的IRAと共通枠。一定の所得を超えると拠出可能額が減少	E	E
SIMPLEプラン (小規模企業向けDC)	E 拠出限度額1.35万ドル	E	T 最低引出義務

(注)金額は年間。2020年時点。生計費調整が行われる  
(出所)各種資料より野村資本市場研究所作成

# 401(k)プランの税制: 高い拠出限度額

<p><u>対象者</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業が従業員に提供。実際に加入するかどうかは従業員が決定</li> </ul>
<p><u>拠出</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>拠出源</li> <li>税制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入者拠出、企業のマッチング拠出、企業の任意拠出</li> <li>拠出は損金算入・所得控除</li> <li>加入者の個人口座への拠出(加入者拠出+企業拠出) = <b>年間5.7万ドル</b>まで。</li> <li>加入者拠出の所得控除 = <b>年間1.95万ドル</b>まで。</li> <li>企業拠出の損金算入 = 総報酬の25%まで。</li> <li>50歳以上の加入者拠出は<b>年間6,500ドル</b>が追加される(<b>キャッチアップ拠出</b>)。</li> </ul>
<p><u>資産運用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>投資対象の決定</li> <li>税制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入者が行う</li> <li>運用時非課税</li> </ul>
<p><u>給付</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給付形態</li> <li>給付開始年齢</li> <li>中途引出</li> <li>給付開始義務</li> <li>税制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金支給、一時金支給など</li> <li>59.5歳</li> <li>加入者の死亡、障害。ペナルティ課税(10%)を受けた上での困窮時引き出し可。ローンの制度もあり</li> <li>72歳到達または退職の遅い方から最低引出義務の適用</li> <li>通常所得として課税</li> </ul>
<p><u>資産移管</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>元の職場の401(k)プランに残す、IRAへの資産移管、転職先が受け入れれば転職先の401(k)プランに移管</li> </ul>

(注) 1. 金額は2020年時点。生計費調整が行われる

2. 2020年のCARES法(Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security Act)により、一定の要件下で中途引出制限の緩和策が講じられた。

(出所) 各種資料より野村資本市場研究所作成

# 伝統的IRAの税制：職域年金加入者の調整

<p><b>対象者</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得がある者、または所得がある者の配偶者が加入可能</li> </ul>
<p><b>拠出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拠出源</li> <li>・ 税制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人</li> <li>・ 拠出は所得控除</li> <li>・ <b>年間6,000ドルまで</b></li> <li>・ 50歳以上は<b>年間1,000ドル</b>が追加される(<b>キャッチアップ拠出</b>)</li> <li>・ 職域年金に加入していなければ拠出上限まで所得控除可。<b>職域年金に加入している場合</b>、単独申告者は年間所得6.5万ドル、合同申告者は同10.4万ドルを超えると<b>所得控除可能額が段階的に縮小</b>される</li> </ul>
<p><b>資産運用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資対象の決定</li> <li>・ 税制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入者が行う</li> <li>・ 運用時非課税</li> </ul>
<p><b>給付</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給付形態</li> <li>・ 給付開始年齢</li> <li>・ 中途引出</li> <li>・ 給付開始義務</li> <li>・ 税制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金支給、一時金支給など</li> <li>・ 59.5歳</li> <li>・ 死亡、障害、高額医療費、初回住宅購入、高等教育費など。違反するとペナルティ課税(10%)</li> <li>・ 72歳に達すると最低引出義務の適用</li> <li>・ 通常所得として課税</li> </ul>
<p><b>資産移管</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 401(k)プラン等からの移管、401(k)プラン等が受け付ければ、同プランへの移管</li> </ul>

(注) 1. 金額は2020年時点。生計費調整が行われる  
 2. CARES法により、一定の要件下で中途引出制限の緩和策が講じられた。  
 (出所) 各種資料より野村資本市場研究所作成

# 職域年金加入者による伝統的IRA拠出の所得控除

- 職域年金の加入者は、一定の所得を超えると、伝統的IRAで所得控除可能な拠出額が減少する(税引後拠出は可能)。
- 1981年にIRAの加入対象者が大幅に拡大され、1986年に所得控除制限が導入された。

	修正AGI	拠出の所得控除
自身が加入者・単独申告	65,000ドル以下	全額を所得控除可能
	65,000ドル超～75,000ドル未満	一部を所得控除可能
	75,000ドル以上	所得控除不可
自身が加入者・合同申告	104,000ドル以下	全額を所得控除可能
	104,000ドル超～124,000ドル未満	一部を所得控除可能
	124,000ドル以上	所得控除不可
配偶者が加入者・合同申告	196,000ドル以下	全額を所得控除可能
	196,000ドル超～206,000ドル未満	一部を所得控除可能
	206,000ドル以上	所得控除不可
配偶者有り・別個に申告	10,000ドル未満	一部を所得控除可能
	10,000ドル以上	所得控除不可

(注)金額は2020年時点。生計費調整が行われる。AGI=adjusted gross income (出所)内国歳入庁(IRS)より野村資本市場研究所作成



## ＜参考＞Roth IRAの拠出制限

- Roth IRAは、一定の所得を超えると、拠出可能額が減少する。

	修正AGI	拠出の所得控除
自身が加入者・単独申告	124,000ドル以下	法令上の限度額まで拠出可能
	124,000ドル超～139,000ドル未満	一部を拠出可能
	139,000ドル以上	拠出不可
自身が加入者・合同申告	196,000ドル以下	全額を所得控除可能
	196,000ドル超～206,000ドル未満	一部を所得控除可能
	206,000ドル以上	所得控除不可
配偶者有り・別個に申告	10,000ドル未満	一部を所得控除可能
	10,000ドル以上	所得控除不可

(注)金額は2020年時点。生計費調整が行われる。AGI=adjusted gross income  
(出所)IRSより野村資本市場研究所作成

### ＜参考＞401(k)プランにおける高所得者の拠出制限

- 401(k)プランでは差別禁止テストにより、高額報酬従業員の拠出率と一般従業員の拠出率を比較し、前者が一定以下であることを確認する
- 加入者税前提出のテスト(ADPテスト)と、マッチング拠出・税引後拠出のテスト(ACPテスト)がある

# キャッチアップ拠出による50歳以上の後押し

- 職域DCプラン、IRAの両方において、50歳以上の加入者に対して、追加的な拠出枠が付与されている。

## キャッチアップ拠出の概要

対象者	年末までに50歳に到達、あるいは50歳以上の加入者
対象年金制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 401(k)プラン等の職域DCプラン</li> <li>• SIMPLEプラン</li> <li>• 伝統的IRA、Roth IRA</li> </ul>
上限額	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 職域DCプラン: 6,500ドル</li> <li>• SIMPLEプラン: 3,000ドル</li> <li>• IRA: 1,000ドル</li> </ul>

(注)金額は2020年時点。生計費調整が行われる  
 (出所)IRSより野村資本市場研究所作成

## 考え方

- 本来的には、個人は現役時代を通じて退職資産形成を行うべきだが、現実には、多くが退職間近になるまで必要額を認識しない。
- また、家族のために離職を余儀なくされる等で退職資産形成を行えなかった個人もいる。退職間近な時期に貯蓄力が増大するといったこともあり得る。
- 年金法制を通じて、退職間近な個人が、資産形成を増大させるのを支援するべきである。

(出所)2001年経済成長・減税調整法に関する米連邦議会資料より野村資本市場研究所作成

# 最低引出義務(RMD)による年金受給の確保

- 原則として72歳に達すると、最低引出義務(RMD)が適用され、職域DCプランやIRAの口座から毎年一定以上の引出が義務付けられる。

## RMDの概要

- 対象者口座：職域DCプラン、SIMPLEプラン、伝統的IRA
- 開始期日：72歳到達年の後、最初の4月1日。以後、その年の12月31日までに引き出す
- 最低引出額：  
 $(\text{前年12月31日の口座残高}) \div (\text{引出期間})$
- 違反すると50%のペナルティ課税
- 本人の死亡後は、基本的に受益者の年齢に基づき引き出す

(注) 1. 従来は70.5歳到達後に適用されたが、SECURE法により、2019年7月1日以降70歳に到達の個人については72歳からとなった  
 2. 2020年はCARES法によりRMDの適用が免除される  
 (出所) IRSより野村資本市場研究所作成

## RMDの引出期間

年齢	引出期間	年齢	引出期間
70	27.4	90	11.4
71	26.5	91	10.8
72	25.6	92	10.2
73	24.7	93	9.6
74	23.8	94	9.1
75	22.9	95	8.6
76	22.0	96	8.1
77	21.2	97	7.6
78	20.3	98	7.1
79	19.5	99	6.7
80	18.7	100	6.3
81	17.9	⋮	⋮
82	17.1	⋮	⋮
83	16.3	110	3.1
84	15.5	111	2.9
85	14.8	112	2.6
86	14.1	113	2.4
87	13.4	114	2.1
88	12.7	115以上	1.9
89	12.0		

(出所) IRSより野村資本市場研究所作成

## <参考>401(k)プラン及びIRAの歴史的変遷

法律	主な内容
1974年従業員退職所得保障法 (ERISA)	<ul style="list-style-type: none"> <li>IRAを導入。職域年金が提供されない従業員が対象。職域年金加入者によるIRAへの資産移管を可能に</li> <li>404条(c)項で、DCプラン加入者による自らの口座資産のコントロール行使と、それに伴う受託者の責任免除が規定される</li> </ul>
1976年税制改正法	<ul style="list-style-type: none"> <li>IRA口座保有者の配偶者の分も拠出を認める「配偶者IRA」の導入</li> </ul>
1978年歳入法	<ul style="list-style-type: none"> <li>内国歳入法401条(k)項により、課税繰り延べ(CODAの)制度新設が可能に。その後の規則改正を経て401(k)プランの開始</li> </ul>
1981年経済再生租税法	<ul style="list-style-type: none"> <li>IRAの対象者を拡大し、職域年金の加入の有無に関わらず、所得のある国民が利用可能とする</li> </ul>
1986年税制改正法	<ul style="list-style-type: none"> <li>職域年金加入者の、IRA拠出の所得控除に制限。全額所得控除できるのは、①企業年金に加入していない従業員、②企業年金に加入しているが所得が一定以下の従業員、のいずれか</li> <li>401(k)プランの加入者拠出額に上限を設定。差別禁止テストの強化</li> </ul>
1996年小規模事業雇用保護法	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模企業向けのSIMPLEプランを導入</li> </ul>
1997年納税者救済法	<ul style="list-style-type: none"> <li>拠出時課税、運用時・給付時非課税のRoth IRAを導入</li> </ul>
2001年経済成長・減税調整法 (EGTRRA)	<ul style="list-style-type: none"> <li>401(k)プラン、IRAともに年間拠出上限を段階的に引き上げ</li> <li>50歳以上向けのキャッチアップ拠出の導入</li> <li>異なる制度間の資産移管をめぐる制約の撤廃</li> <li>Roth 401(k)を導入(開始は2006年)</li> </ul>
2006年年金保護法	<ul style="list-style-type: none"> <li>2001年のEGTRRAにより引き上げられた拠出限度額を恒久化</li> <li>DCプランの投資アドバイス、自動加入等の制度上の問題を解消。適格デフォルト商品(QDIA)の導入</li> </ul>
2019年全地域社会退職保障強化法 (SECURE法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>DCプランにおけるアニュイティ選定の受託者責任の明確化等による、終身給付確保の強化</li> <li>IRAへの拠出可能年齢の上限撤廃</li> <li>最低引出義務(RMD)開始年齢の引き上げ。</li> </ul>

(注) 主要な制度改正事項を抜粋

(出所) 各種資料より野村資本市場研究所作成

# 米国の私的年金税制の日本への示唆

## < 拠出時 >

- 職域DCの拠出限度額は年間5.7万ドルなど高水準。それとは別にIRAの拠出限度額が設定されているが、職域年金加入者は、一定の年収を超えると、IRA拠出の所得控除可能額が縮小される。
- 職域年金とIRAの拠出限度額を別個に設定する方法は、共通の拠出枠を設定する方法に比べて機会均等の観点では制約がある。他方、十分に高い限度額という前提の下で、管理上のシンプルさは長所と言える。
- キャッチアップ拠出により、退職間近な世代による退職資産形成の機会を拡大している。若年期の拠出枠の使い残しを取り戻すことが可能になる。生涯拠出枠を設定する方法に比べるとライフコースの多様化への対応力には欠けるが、シンプルさは長所と言える。団塊ジュニア世代の資産形成支援に有効な可能性も。

## < 運用時 >

- いずれの制度においても、運用時非課税は共通。私的年金の運用時非課税は所与であると言ってよく、日本の特別法人税は廃止すべき。

## < 給付時 >

- 最低引出義務により、老齢期の所得確保という制度の趣旨を維持している。
- 給付時課税と最低引出義務を通じて、給付段階での税收増を見込むことができる。結果的に、高い拠出限度額が可能になっているのではないか。

本資料は、ご参考のために株式会社野村資本市場研究所が独自に作成したものです。本資料に関する事項について貴社が意思決定を行う場合には、事前に貴社の弁護士、会計士、税理士等にご確認いただきますようお願い申し上げます。本資料は、新聞その他の情報メディアによる報道、民間調査機関等による各種刊行物、インターネットホームページ、有価証券報告書及びプレスリリース等の情報に基づいて作成しておりますが、株式会社野村資本市場研究所はそれらの情報を、独自の検証を行うことなく、そのまま利用しており、その正確性及び完全性に関して責任を負うものではありません。また、本資料のいかなる部分も一切の権利は株式会社野村資本市場研究所に属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願い致します。